

諮問庁：秋田県教育委員会

諮問日：令和元年１２月　５日（諮問第１３０号）

答申日：令和２年１０月　９日（答申第９１号）

事件名：今後の教員採用試験において高等学校情報科の教員の採用を検討していることが分かる文書の非公開決定処分に対する審査請求に関する件

答　　申

第１　審査会の結論

秋田県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、非公開とした「今後の教員採用試験において高等学校情報科の教員の採用を検討していることが分かる文書（決裁文書を含む。）」（以下「本件対象文書」という。）のうち、別表の「審査会の判断」欄において公開と記載した部分については公開すべきである。

実施機関がその他の部分について非公開としたことは妥当である。

第２　審査請求に至る経緯

１　公開請求の内容等

審査請求人は、平成３１年４月２２日、秋田県情報公開条例（昭和６２年秋田県条例第３号。以下「条例」という。）第５条の規定に基づき、実施機関に対し本件対象文書について公開請求を行った。

実施機関は同年４月２６日、条例第１０条第１項の規定に基づき、非公開決定処分を行い、審査請求人に通知した。

審査請求人は、令和元年５月８日、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第２条の規定に基づき、当該処分を不服として実施機関に対し審査請求を行い、実施機関は同年６月２１日に秋田県情報公開審査会に諮問した（諮問第１２９号）。

秋田県情報公開審査会は、同年１０月２３日、実施機関に対し、当該非公開決定処分は理由付記に不備があり、取り消すべきであるとする答申（答申第９０号）をした。

２　実施機関の決定

実施機関は、秋田県情報公開審査会の答申（答申第９０号）を受け、令和元年１０月２８日、当該非公開決定処分を取り消したうえで、条例第１０条第１項の規定に基づき、再度、非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和元年11月1日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、本件処分を不服として実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件対象文書に関して実施機関が行った本件処分について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求人から提出された審査請求書及び反論書によると、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書における主張

ア 条例第1条では、条例における解釈及び運用の基本原則として、「この条例は、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、及び県が保有する情報の提供に関する施策の充実を図ることにより、県民の県政への理解と信頼を深めるとともに、公正な行政運営の確保と県民参加による県政の一層の推進を図り、もって地方自治の本旨に即した県政の発展に寄与することを目的とする。」と定めている。これにより、情報公開を原則として認め、行政の透明性を確保することにより適正な権力の執行を担保することが、条例の趣旨であると考えられる。

イ 実施機関は本件公開請求に対し、条例第10条第1項の規定に基づく本件対象文書の非公開を決定したが、そのことを記した平成31年4月26日付け教高一368の非公開決定通知書には、「秋田県情報公開条例第6条第1項第4号に該当」、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの」のように、根拠規定しか書かれておらず、当該規定を適用する根拠が書面の記載自体から理解され得るものではなかった。

ウ 実施機関は令和元年10月23日付けで行われた秋田県情報公開審査会からの答申（答申第90号）を受けて、①処分庁として、令和元年10月28日付け教高一1873により平成31年4月26日付けの非公開決定を取り消す通知をし、②審査庁として、令和元年10月28日付け教高一1873により令和元年5月8日付けの審査請求を却下する裁決をし、③さらに処分庁として、令和元年10月28日付け教高一1873により本件対象文書を非公開とする決定を再度行ったが、このように、同一の文書番号で処分庁としての取消通知、審査庁としての裁決、処分庁としての非公開決定を行っていることから、

実施機関が現行（平成２８年４月１日施行）の行政不服審査法における審査庁と処分庁の役割を正しく認識していないことが疑われる。原決定を取り消した同日に却下の裁決を行うというのも異様で、このような事例では認容の裁決が行われるものである。

エ 令和元年１０月２８日付けの非公開決定通知書の「公開しない理由」では、条例第６条第１項第４号④を根拠に、本件文書を非公開としているが、秋田県情報公開条例の解釈及び運用基準には、条例第６条第１項第４号（事務・事業情報）の柱書の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、実施機関に広範な裁量権限を与えるものではなく、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるものであると規定されているが、当該非公開決定通知書には、実質的な支障や法的保護に値する蓋然性が十分に示されていない。

オ 条例第６条第２項では、「実施機関は公開請求に係る行政文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報に係る部分とそれ以外の部分とを容易に分離することができるときは、当該非公開情報に係る部分を除いて当該行政文書の公開をしなければならない。」と規定されている。秋田県情報公開条例の解釈及び運用基準では、部分公開は公開請求者の公開を求める権利を最大限に尊重しようとするものであり、部分公開の可能性の判断に当たっては、公開請求者の立場に立って慎重に検討するものとするとしている。

しかしながら、令和元年１０月２８日付けの非公開決定では、部分公開について全く判断がされていない。例えば、本件文書の作成日を公開しても実施機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすとは考えられず、他にも部分公開ができる情報があるはずである。

(2) 反論書における主張

ア 実施機関は、弁明書において審査請求手続よりも早期に解決を図ろうとしたと述べているが、実施機関が審査請求人に求めたのは令和元年５月８日付けの審査請求について「審査請求取下書」を提出することである。

適法に行われた審査請求を受けた行政庁が、審査請求人に対し、「審査請求取下書」の提出を求めることは決して行ってはならない。さらに、審査請求人が同日付の審査請求書に記載した「理由付記の不備」の主張は秋田県情報公開審査会の同年１０月２３日付け答申第９０号で認められている。

つまり、実施機関は審査請求人の正当な主張を「審査請求取下書」を提出させて封じ込めようとしたことになる。このことに対する反省も謝罪もなく、審査請求手続よりも早期に解決を図ろうとしたと述べていることは決して許されるものではない。

また、実施機関が弁明書を作成したのは同年6月10日であるが、審査請求人が同年6月4日付け審査請求書（追加意見）で迅速に審査請求に係る手続を行うよう求めたことによるものであり、実施機関は前述のとおり「審査請求取下書」が提出されることを待っていたのである。

イ 実施機関は、弁明書において本件対象文書において個人が特定される情報と数値情報を伏せて開示した場合、文書のほぼ全てが黒塗りになると述べているが、黒塗りを施した後にどのような情報が残るのかを答えていただきたい。

また、本件文書の作成日を明かすことは、人事事務の検討時期を庁内外に明らかにすることとなるため、殊更この時期に着目されるならば、人事事務担当者が取り扱う資料、通知の宛先、電話連絡相手等により人事情報が漏れるおそれが出てくると述べているが、実施機関が主張する「おそれ」は単なる確率的な可能性であり、蓋然性が乏しい。

ウ 実施機関は令和元年6月4日発信のメールで「決して、情報科について検討していないということではない」旨を述べているが、それならば、本件文書を公開した上で、県民に理解を求めるべきである。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が弁明書において説明している内容は、おおむね次のとおりである。

1 適用した条例等

本件審査請求に係る行政文書は、採用に係る事務に関するものであることから、条例第6条第1項第4号に規定される、「県の機関、国若しくは他の地方公共団体（以下「国等」という。）の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの」のうち、同号④「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」のある非公開情報である。

2 本件処分の適法性

- (1) 条例第10条第5項の規定では、「行政文書の全部又は一部を公開しないときは、同項の書面にその理由を記載しなければならない。」とされている。理由の記載については、単に条例上の根拠条項を示すだけでは足りず、申請者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要であるが、同時に、非公開情報の内容が明らかにならない限度において示すことが求められている。

本件の非開示理由を示すこと自体が人事管理事務に関わる非公開情報

を示すことにつながることから、その理由を行政文書には記載できないため、このことについて、審査請求手続よりも早期に解決が図られるよう、審査請求人に繰り返し連絡を試みたが、令和元年6月4日付け審査請求書（追加意見）により、手続き継続についての意思を確認した。これを踏まえて、同年6月10日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第29条第5項の規定により、審査請求人に弁明書を送付したものであり、あたかも故意に「同審査会に諮問することを遅らせた」かのような審査請求人の主張は当たらない。

- (2) 令和元年10月23日、秋田県情報公開審査会は、諮問庁に対し、非公開とした決定については理由付記に不備があることから取り消すべきとする答申を行った。処分庁はこの答申を重く受け止め、審査庁による裁決を待つことなく非公開決定処分を取り消すことを決定したため、審査庁は、本件審査請求を却下する裁決を行ったものであり、これは、答申に従い、処分を一刻も早く取り消すための対応である。

審査請求人が求めているのは処分の取消しであり、認容の裁決ではない。審査請求人が主張する「審査庁と処分庁の役割を正しく認識していないことが疑われる」、「原決定を取り消した同日に却下の裁決を行うというのも異様」という指摘は適切ではない。

- (3) 採用に係る業務は、「人事管理に係る事務」とされ、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれのある情報は非公開とすることが条例で定められている。

本件対象文書において、個人が特定できる情報以外にも、教科・科目別の年齢構成をはじめとする多くの数値情報が存在するが、その数値情報を公開することによって、新規採用があるかどうかの憶測が生まれる可能性がある。

つまり、受験者が、開示された数値情報から次年度の採用数に関して誤った推測をする可能性があり、それらを公開することには、より多くの受験生から志の高い優れた人材を選考するに当たっての「支障」となる蓋然性が認められる。また、仮に本件対象文書において個人が特定される情報と数値情報を伏せて開示した場合、文書のほぼすべてが黒塗りとなる。このことが、部分公開決定としなかった理由である。

- (4) 例えば、審査請求人が求めている本件文書の作成日を明かすことは、人事事務の検討時期を庁内外に明らかにすることとなるため、殊更この時期に着目されるならば、人事事務担当者が取り扱う資料、通知の宛先、電話連絡相手等により人事情報が漏れるおそれもあることから、業務に大きな支障が生じることになる。

このようにいずれの部分を見ても、人事事務に係る業務計画を公開することによって業務の遂行に支障が生じることが見込まれることから、その一切を庁内外問わず非公表としている。

なお、次年度の教員採用計画については、正確な情報を受験者に公平

に提供することが必要であることから、選考実施年度の5月第2週に「秋田県公立学校教諭等採用候補者選考試験実施要項」として一般に公開している。

第5 調査審議の経過

- | | | | |
|---|---------|--------|------------|
| 1 | 令和元年12月 | 5日 | 諮問の受付 |
| 2 | 令和2年 | 1月22日 | 審議 |
| 3 | 同 | 年3月10日 | 意見陳述（実施機関） |
| 4 | 同 | 年3月31日 | 審議 |
| 5 | 同 | 年5月13日 | 審議 |
| 6 | 同 | 年6月30日 | 審議 |
| 7 | 同 | 年8月4日 | 審議 |
| 8 | 同 | 年9月2日 | 審議 |
| 9 | 同 | 年10月1日 | 審議 |

第6 審査会の判断理由

1 本件処分に対する審査請求の概要

実施機関は、別表の「資料のタイトル」欄に掲げる各文書からなる「令和2年度教員採用試験採用枠検討資料」を本件対象文書として特定し、本件対象文書全体が、条例第6条第1項第4号④「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれのあるもの」に該当するとして非公開とした。これに対して審査請求人は、非公開の決定理由に根拠が乏しいこと、部分公開についての判断がなされていないこと等を理由に、本件処分は取り消されるべきであるとしているものである。

2 本件処分の妥当性

条例第6条第1項第4号柱書は、「県の機関、国若しくは他の地方公共団体（以下「国等」）の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの」については公開しなければならない情報から除くと規定している。

また、同号④では、その典型例の一つとして「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれのあるもの」があげられている。ここでいう、「人事管理に係る事務」とは、任用、分限・懲戒、服務等職員の身分取扱いに関する事項の管理に係る事務をいい、採用に係る事務も当然これに含まれるものと解される。

条例第6条第1項第4号柱書の趣旨は、県等の事務又は事業の適正な遂

行を確保する観点から、当該事務又は事業の性質上、これに支障を及ぼすおそれのある情報については、公開しないこととしたものであり、実施機関に広範な裁量権限を与える趣旨ではない。したがって、同号④に例示された「人事管理に係る事務」についても、「支障」を及ぼすおそれがあるかどうかについて、慎重に判断する必要がある。この場合における「支障」の程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるものであると考えられる。

これらを踏まえて本件対象文書について見ると、検討段階での数値情報については、受験者によって、開示された数値等から次年度の採用者数に関して誤った推測をされることが予想され、公開することによって、志の高い優れた人材を選考するに当たっての「支障」となる「おそれ」が認められる。また、採用という業務の特殊性を勘案すると、検討過程が分かる検討日時や場所を公開することは、人事情報が漏れ、業務の遂行に大きな支障が生ずる「おそれ」がある。さらに、当審査会が別表の「審査会の判断」欄で非公開としたその他の情報についても、同様に公開することによって「支障」となる「おそれ」が認められる。なお、退職予定者の氏名等は、条例第6条第1項第1号に定める個人情報にも該当するほか、定年退職者の再任用に関するアンケートは、条例第6条第1項第5号に定める任意提供情報にも該当する。

一方、表紙の資料名、目次、各資料のタイトル、各資料の表の外枠記載部分、過去の実績に関連する部分等、当審査会が別表の「審査会の判断」欄で公開とした情報については、採用に関わる事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまでは言えず、公開することが相当である。

3 結論

以上により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

なお、審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

第7 答申に関与した委員

区 分	氏 名	職 名
	赤 坂 薫	弁護士
	阿 部 千鶴子	司法書士
	池 村 好 道	白鷗大学法学部教授
会 長	柴 田 一 宏	弁護士
会長代理	三 浦 清	弁護士

資料のタイトル	記載事項	審査会の判断
表紙	資料名 場所 日時	公開 非公開 非公開
目次	資料名 掲載ページ	公開 公開
令和２年度 高等学校教員採用枠について（検討案）	資料名 日付 【表の外枠部分】 ・教科（科目）名 ・令和２年度募集人員 ・採用予定数 ・３１年度採用延期、一次免除 ・３１年度募集人員 ・３１年度合格者数 ・３０年度採用延期、一次免除 【表に記載の人数】 ○令和２年度の募集に関する部分 ・令和２年度募集人員 ・採用予定数 ・３１年度採用延期、一次免除 ○３１年度の募集に関する部分 ・３１年度募集人員 ・３１年度合格数 ・３０年度採用延期、一次免除	公開 非公開 公開 公開 公開 公開 公開 公開 非公開 非公開 非公開 公開 公開 公開
令和２年度 高等学校教員採用枠について （採用枠検討表）	資料名 日付 【表の外枠部分】 ・教科（科目）名 ・Ｈ３１年度末 定年（退職教諭） 再任用（１年終了、２年終了） ・Ｈ３１年度 教頭候補登載見込 欠員、過員 ・Ｒ２年度 定数減、採用延期 ・合計 ・優遇 ・更なる精査 ・（案） ・課内案 【表に記載の人数】 ○表に記載された人数全て	公開 非公開 公開 公開 公開 公開 公開 公開 公開 公開 公開 公開 公開 公開 非公開

年齢別退職予定者人数（令和２年３月 ３１日現在年齢による）	資料名 日付 【表の外枠部分】 ・年齢 ・職名（教科・科目） ・合計 【表に記載の人数】 ○表に記載された人数全て	公開 非公開 公開 公開 公開 非公開
平成３１年度教科・科目別欠員数集計	資料名 日付 【表の外枠部分】 ・教科・科目 ・学校名 【表に記載の各項目】 ・番号（人数） ・個別の教科・科目名 ・個別の学校名 ・欠員・過員の区分 ・講師・臨時等の勤務形態 ・個別の氏名	公開 非公開 公開 公開 非公開 非公開 非公開 非公開 非公開 非公開
令和２年３月３１日退職予定者数（教 科別）	資料名 職種（No1-1 教諭（定年退職）～ No1-9 実習助手（再任用２年目） 及び No2 校長～ No4 教頭候補 者） 【表の外枠部分】 ・学校名 ・教科・科目 ・氏名 【表に記載の各項目】 ・番号（人数） ・個別の学校名 ・個別の教科・科目名 ・個別の氏名 ※職名別退職予定者数 【表の外枠部分】 ・職名 ・県立・公立 ・再任用（１年目、２年目） 【表に記載の人数】 ○表に記載された人数全て ※教科・科目別退職者数（教諭） 【表の外枠部分】 ・教科・科目別退職者数 ・公立 ・再任用（１年目、２年目） 【表に記載の人数】 ○表に記載された人数全て	公開 公開 公開 公開 公開 非公開 非公開 非公開 非公開 公開 公開 公開 公開 公開 公開 非公開

年齢別・職名別教職員一覧	資料名 【表の外枠部分】 ・年齢 ・職名(氏名・教科科目・学校名) 【表に記載の各項目】 ・個別の氏名 ・個別の教科・科目 ・個別の学校名、勤務先	公開 公開 公開 非公開 非公開 非公開
平成31年度高等学校併任職員配置一覧	資料名 日付 【表の外枠部分】 ・個別の学校名 ・課・職名 【表に記載の各項目】 ・個別の氏名 ・合計人数 【欄外の記載内容】 ・個別の氏名 ・配属先	公開 非公開 公開 公開 非公開 非公開 非公開 非公開
公立高等学校全日課程募集定員増減状況	資料名 日付 【表に記載の内容】 ・全項目	公開 非公開 公開
平成31年3月以降の中学校卒業生数の予測(平成30年4月1日現在の速報値)	資料名 【表に記載の内容】 ・全項目	公開 公開
定年延長と再任用の経過について	資料名 日付 【表に記載の内容】 ・全項目	公開 非公開 非公開
定年退職者の再任用に関するアンケート(所属は平成30年度のもの)	資料名 【表に記載の内容】 ・全項目	公開 非公開